

Web

ウェブみやぎ

【発行所】建設連合 宮城県建設組合
〒980-0802
仙台市青葉区二日町16番1号 二日町東急ビル5F
TEL.022-264-4221 FAX.022-265-9460

第60号 2025年12月号

建設連合・宮城県建設組合のホームページ <https://miyagi-kensetu.jp>

子育て支援制度について

……下記に詳細記事

「国保」年間領収書発行について

……P 4に詳細記事

労災保険の年度更新について

……P 3に詳細記事

令和8年度より

「子ども・子育て支援金の徴収」が始まります

子ども・子育て支援法に於いて、少子化対策を本格化するための様々な施策が盛り込まれた「加速プラン」に必要な費用に充てるため、国は、国保組合などの医療保険者から、子供・子育て支援金を徴収し、医療保険者が納付金を納付する義務を負うことを定めました。

当国保組合は保険料と同様に、被保険者から徴収し、被保険者の皆様が納付した支援金を国に納付することとなります。

建設連合国保料の内訳

みなさまから徴収している保険料は現在医療保険分と後期高齢者支援金を合わせた金額となっています。

【医療保険分】

被保険者の皆様の医療費や当国保組合が行う事業に充てるものです。

【後期高齢者支援金】

高齢者の医療（後期高齢者医療制度）の支援の為、当国保組合で徴収し国へ納めています。

【介護納付金】

40歳～64歳の方から徴収しています。市町村が行う介護保険の運営のため、当国保組合で徴収し国へ納めています。

		保険料 ←	医療保険分 +	後期高齢者支援金	介護納付金
組合員	19 歳以下	8,000 円	4,600 円	3,400 円	0 円
	20 ～ 24 歳	10,000 円	6,600 円	3,400 円	0 円
	25 ～ 29 歳	13,000 円	9,600 円	3,400 円	0 円
	30 ～ 39 歳	17,000 円	13,600 円	3,400 円	0 円
	40 ～ 49 歳	20,000 円	16,600 円	3,400 円	3,700 円
	50 ～ 64 歳	22,700 円	19,300 円	3,400 円	3,700 円
	65 ～ 74 歳	22,900 円	19,500 円	3,400 円	3,700 円
家族	1 ～ 18 歳	5,400 円	2,000 円	3,400 円	40 歳
	19 歳～ 64 歳	6,400 円	3,000 円	3,400 円	～ 64 歳
	65 歳～	7,400 円	4,000 円	3,400 円	3,700 円

令和8年度より、子ども・子育て支援金も国へ納めることとなります。

令和7年12月1日よりお手持ちの 保険証が使用できなくなりました

〔マイナ保険証をお持ちの方〕



「資格情報のお知らせ」
※A4サイズ

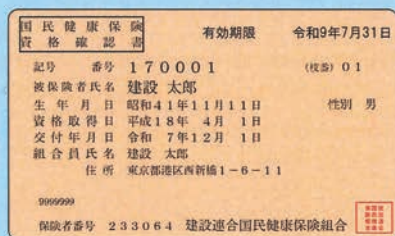
令和7年12月1日以降の
医療機関等への受診方法

**マイナ保険証を提示
してください。**

※「資格情報のお知らせ」のみで医療機関等を受診することはできません。(マイナ保険証に対応していない医療機関等においては、マイナ保険証と一緒に提示することで受診できます。)

- マイナ保険証をお持ちの方に、医療保険の資格情報を確認できるよう交付される書類です。
- 既に「資格情報のお知らせ」をお持ちの場合は、新しい「資格情報のお知らせ」は交付されません。

〔マイナ保険証をお持ちでない方〕



「資格確認書」
※カードサイズ
(プラスチック)
※だいたい色

令和7年12月1日以降の
医療機関等への受診方法

**新しい資格確認書を提示
してください。**

- 有効期限は、令和9年7月31日です。

- 氏名や住所の変更、他の健康保険に加入などした場合は、必ず所属の支部まで届け出をしてください。
- 建設連合国保の資格がなくなったにもかかわらず、所属の支部で手続きをしないまま、マイナ保険証や資格確認書を使用した場合、その分について建設連合国保が病院に支払った医療費を全額返還していただきます。

マイナ保険証をお持ちの方には「**資格情報のお知らせ**」を**マイナ保険証をお持ちでない方**には「**資格確認書**」を交付しました。

マイナ保険証とはマイナンバーカードに保険証の利用登録をしたものです。

「資格情報のお知らせ」のみで医療機関等を受診することはできません。

マイナ保険証に対応していない医療機関等においては、マイナ保険証と「資格情報のお知らせ」を一緒に提示してください。

有効期限が令和7年12月1日以降の資格情報のお知らせをお持ちの方には交付されません。(9月2日から12月1日までに70歳に到達するマイナ保険証をお持ちの方を含む)

建設連合・東北地区

労働保険振興会より お知らせ

●一人親方労災保険の

年度更新について

今年度の一人親方労災保険の適用期日は令和8年3月31日までとなっております。

当組合より2月末頃に更新書類をお送りする予定ですので、**継続の有無に関わらず必ず期日までに提出 (FAX可)**をお願いします。

●中小事業主等の

年度更新について

中小事業主の皆さまにおかれましては、年度更新の準備をお願いいたします。

年度更新書類は2月末頃にお送りする予定です。年度更新に際しては、**工事台帳 (元請工事のみ)、賃金台帳等の書類が必要となりますのでご準備のほどよろしく願います。**

また更新期間中は給付基礎日額の変更期間となります。**日額変更をご希望の方は、令和8年3月15日必着で書類をご提出ください。**

ご質問等ございましたら当会までお問合せください。

TEL 022126414221
FAX 022126519460

契約保養施設の利用を

してみませんか

当組合では、組合員及び家族の健康保持・増進や余暇の活用を支援するため、保険事業の一つとして**契約保養施設利用補助制度**

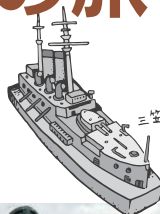
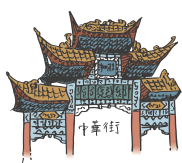
【年度内2泊まで

ひとり1泊 4,000円の補助】を毎年度実施しています。

令和6年度から、今までお配りしていた「契約保養施設ガイド(冊子)」が廃止となり、対象保養施設については、WEBにてご確認いただくこととなります。

契約保養施設の確認サイトへはこちらから。
<https://miyagi-kensetu.jp/payment.php#sec02>

スマートフォンからはこちら

鎌倉・横須賀・横浜中華街
美食と歴史の旅

11月15日～16日 建設連合国民健康保険組合では組合員とご家族を対象に「鎌倉・横須賀・美食と歴史の旅」を実施しました。組合とご家族18名の参加者で無事終了しました。

国民健康保険料 領収証明書発行について

国民健康保険料を振込や自動振替にて入金された方には、令和7年分（令和7年1月から12月納入）の国民健康保険料領収証明書及び組合費領収証明書を発送いたします。発送時期は令和8年1月中旬から2月上旬です。

12月24日以降の振込や、12月10日の引落ができない場合は、年内の入金扱いになりません。

12月10日の納期を厳守いただきますようお願いいたします。

国民健康保険料領収証明書は国民健康保険料と介護保険料を合算した金額になります。

なお、国民健康保険料領収証明書が年内に必要な方は、支部までご連絡ください。

年末年始の営業について

年末年始の営業は次の通りです。

令和7年12月26日（金）午後から

令和8年1月5日（日）休業

※令和8年1月6日（火）9時から

通常営業

令和7年度／第4回 特定健康診査集団健診 のお知らせ

【開催日】令和8年1月18日（日）
【開催場所】医療法人社団 進興会
せんだい総合健診クリニック



令和7年度、第4回目（最終）の集団健診となります。建設連合国民健康保険の被保険者は、建設連合国民健康保険組合の補助により充実した内容の検査を無料で受診できます。（13,000円相当）

集団健康診断は、「せんだい総合健診クリニック」のご協力のもと、日曜日に貸切で実施しています。

また、月曜・土曜日も、同様の内容で健康診断を受診できます。こちらは婦人科健診にも対応していますので、特に女性の方にお勧めです。

お申込みは、令和7年3月にお送りした申込用紙または、WEBからも受付しています。

健康診断
申込用
QRコード



インフルエンザ予防接種の 補助金申請

当国保組合では、被保険者がインフルエンザ予防接種をうけたとき、お一人上限6000円までの実費を補助する制度があります。

申請に必要な書類は次の通りです。

① インフルエンザ予防接種補助申請書

② 領収書のコピー（接種を受けた方の氏名、接種日、料金、インフルエンザ予防接種代であることが記載されているもの）

建設連合・宮城県建設組合 LINE公式アカウント

年末年始の休業期間中でも、LINEで組合へ各種ご依頼、問合せができます。（組合からの返信・対応は休業明けとなります）組合員からのメッセージは匿名で、組合との個別のやり取りとなります。

組合員本人、ご家族のご登録も可能です。ぜひご利用ください。

登録は
こちらから



保険料（組合費含む）は 期日までに

保険料（組合費含む）は毎月10日までに納入することになっています。納入が確認できないときは、保険給付や保険事業による補助を受けられない場合があります。

国保保険料
（組合費含）は
毎月10日
が納期です



建設連合国民健康保険組合に入ることができる資格は、個人事業主、又は個人事業主の事業所に勤務する従業員数が5人未満の従業員です。令和7年2月より健康保険適用除外制度が始まり、法人事業所の方、従業員数が5人以上の事業所の方も加入できる場合がありますので、ご相談下さい。

☎ 022-264-4221

● 営業時間は平日午前9時から午後5時までです。